

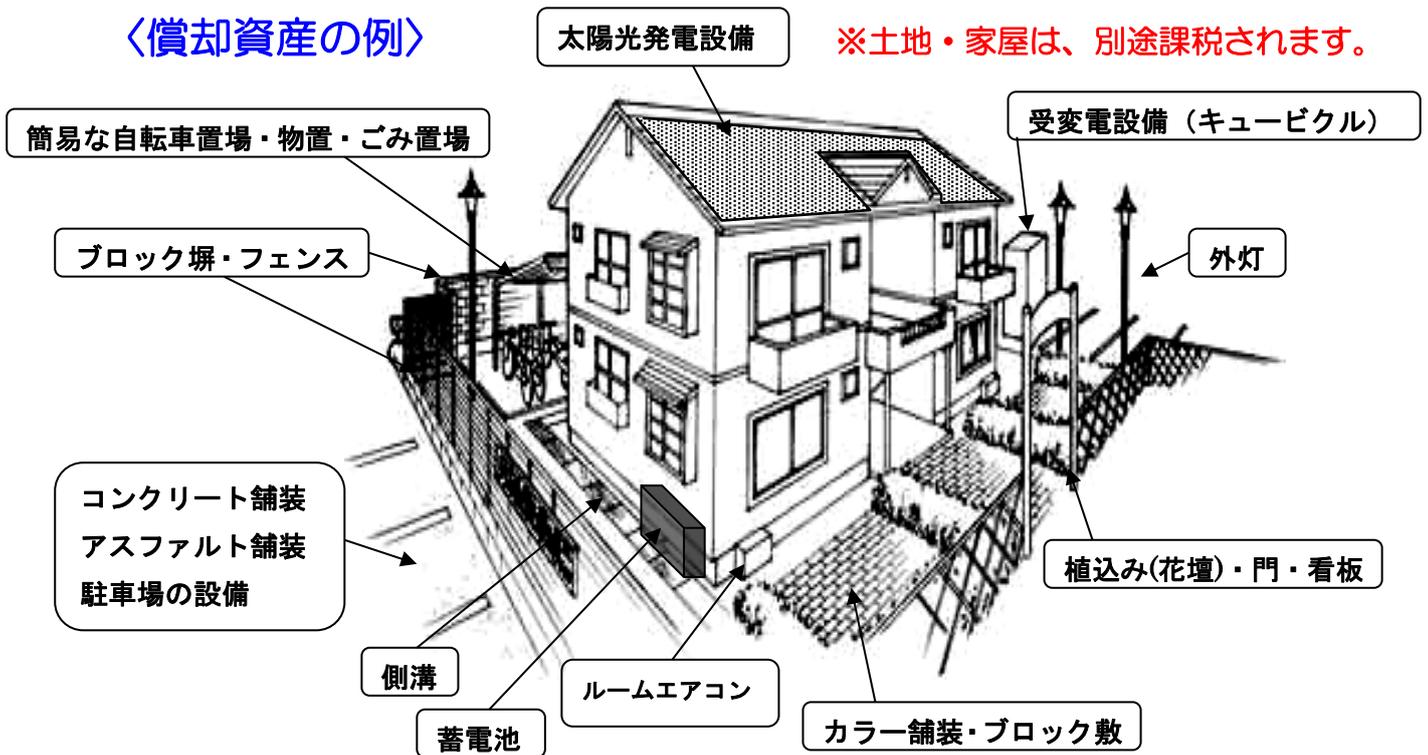
大切なお知らせ

アパート等を新築された方へ

固定資産税（償却資産）の申告をお願いします

アパート等を事業用に所有されている方の資産のうち、土地、家屋以外の資産を「償却資産」といい、取得した翌年から固定資産税の課税対象になりますので、申告が必要です。駐車場のアスファルト舗装など、建物以外の外構関係が申告対象となります。

〈償却資産の例〉



その他 ・境界土留、擁壁 ・屋外給排水設備 ・集合郵便受け、宅配BOX
・家屋の所有者が、入居者用に用意した家具・家電品 等

償却資産を取得（増・減を含む）された方は、翌年の1月31日までに、申告してください。

お問い合わせ先：長野市役所資産税課 償却資産担当 電話224-8376

※申告期限後であっても申告書の提出ができます。